

東京都公安委員会告示第 2658 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 8 月 27 日

東京都公安委員会

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
別添のとおり
- 3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸 2 6 1 1 - 1

合資会社 岩瀬室内装飾

放置違反金納付命令書 (第 30-108-260530-203140)

東京都品川区東大井 3 丁目 2 1 - 1 8 - 2 0 2

大林 潤

放置違反金納付命令書 (第 30-223-260610-416123)

東京都世田谷区深沢 1 丁目 7 - 1 3 日体大相撲部合宿所
由留部 圭祐

放置違反金納付命令書 (第 30-555-260526-201142)

東京都世田谷区深沢 1 丁目 7 - 1 3 日体大相撲部合宿所
由留部 圭祐

放置違反金納付命令書 (第 30-555-260530-201179)

山梨県南都留郡富士河口湖町大石 1 2 4 7 - 1 - 1 0 6

渡辺 夏菜

放置違反金納付命令書 (第 30-887-260721-201642)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 8 項及び地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して 3 月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して 6 月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都千代田区神田須田町2丁目6-2 株式会社シアリンク	督促状(第 30-100-251202-425623)
熊本県熊本市中央区南熊本4丁目3-43 レオパレス幸一109 東 祐太朗	督促状(第 30-108-260415-201908)
熊本県熊本市中央区南熊本4丁目3-43 レオパレス幸一109 東 祐太朗	督促状(第 30-108-260425-203608)
神奈川県横浜市神奈川区栄町17-2 株式会社 BEE	督促状(第 30-113-260217-405606)
神奈川県横浜市中区野毛町1丁目23-3 株式会社 和善	督促状(第 30-217-260313-201063)
千葉県野田市中野台12-205 宮成 悠吾	督促状(第 30-331-260212-209528)
千葉県野田市中野台12-205 宮成 悠吾	督促状(第 30-331-260219-207679)
東京都江東区塩浜2丁目18-2 スカイメディア 株式会社	督促状(第 30-436-260430-414024)
埼玉県所沢市亀ヶ谷72-2 マキヤ合同会社	督促状(第 30-560-260403-202117)
東京都江戸川区南葛西4丁目22-11 株式会社愛's Country	督促状(第 30-771-260428-205005)

- 1 この処分不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日(以下「送達日」という。)の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会(警視庁交通部駐車対策課経由)に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。